

## 野田ガスが取り次ぐ電気※[低圧]のご契約にあたり

※野田ガス株式会社は東京ガス株式会社(小売電気事業者/登録番号A0064)が

このたびは、野田ガス株式会社(以下「当社」)が取り次ぐ電気のご契約にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。ご契約いただくにあたり、必要となる情報をご案内します。「野田ガスが取り次ぐ電気[低圧]のご契約にあたり」および「電気需給契約[低圧]申込書」(以下まとめて「本申込書」)の重要事項説明書、その他本申込書記載内容の全てを十分にご確認の上、大切に保管してください。

### お申し込み前のご確認事項

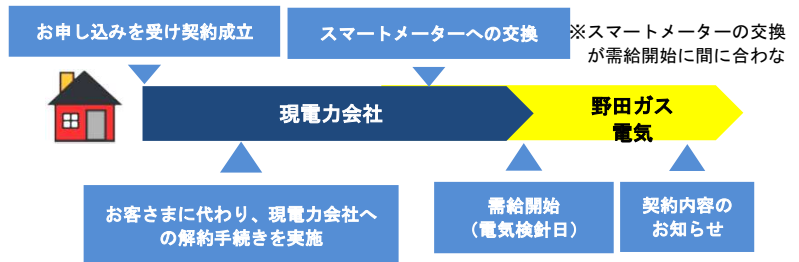
- ・当社と電気需給契約を締結するご本人(または配偶者)がお申し込みください。  
※ご本人が未成年の場合に限り、親権者もお申し込みいただけます。配偶者または親権者がお申し込みになる場合は事前にご本人の同意をご確認ください。  
※成年後見人など法定代理人によるお申し込みは、お手数ですが当社総務部までお問合せください。
- ・原則として、現在ご契約中の小売電気事業者(以下「現電力会社」)との契約終了時点の「契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)」(以下「契約容量等」)の値、または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値を引き継ぐものとします。  
電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し込みいただけません。当社が取り次ぐ電気のお申し込み時の前後に、現電力会社に契約容量等の変更を申し込まれた場合は、変更前の契約容量等で当社の契約を開始することがあります。契約容量等の変更を希望される場合は、需給開始後に改めて当社までご連絡ください。
- ・現在のご契約内容によっては、お申し込みいただけない場合があります。
- ・現在のご契約内容によっては追加で情報提供 ※をお願いする場合がございます。  
※お客様の主開閉器の大きさ、契約負荷設備の内容、直近12か月間の最大電力等。
- ・お申し込み時のお客様情報に誤りがあった場合やお申込み内容・状況により、所定の手続き終了までに時間を要した場合、お客様さまの希望通りに需給を開始できないことがあります。  
新築時の建築工事中の電気契約が解約されていない場合、お申し込みの手続きに時間がかかる場合があります。  
その場合は、予定通りに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認が取れない場合には、需給を開始できないことがあります。  
また、前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、当社までお問い合わせください。
- ・お客様が当社との他の契約(既に消滅しているものも含む)の料金または延滞利息をそれぞれの契約に規定する支払い期限日を経過してもお支払いいただけない場合、当社は本契約のお申し込みを承諾できない、あるいは解約させていただくことがあります。  
その場合は、当社からお客様へご連絡いたします。その他、当社の判断によりご契約をお断りすることがあります。
- ・お手続きやご契約に伴う費用を当社から請求することはありません。ただし、現電力会社との契約の解約に伴い、不利益事項(違約金の発生やポイントの失効等)が発生する場合がございます。現在のご契約内容をご確認の上、お申し込みください。
- ・お引越し前のご使用場所の電気契約解約手続きは、お客様ご自身で行ってください。
- ・当社が取り次ぐ電気をご使用いただけるエリアは千葉県及び埼玉県並びに茨城県です。ただし、建物全体において一括で電気需給契約を締結している集合住宅やビルに入居されている方は、お申し込みいただけません。
- ・当社との電気需給契約には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書(以下「電気需給約款等」)が適用されます。なお、キャンペーン情報、電気需給約款等・サービス内容等は変更されることがあります。最新の情報は当社ホームページ等でご確認ください。

### お申し込みから需給開始までの流れ

お申し込み受け付け後、需給開始までの流れは以下の通りです。

<現電力会社から野田ガスが取り次ぐ電気へ切り替える場合>

- ①当社がお客様に代わり、現電力会社への解約手続きなどの所定の手続きを行います。  
※現在のご契約状況が不明な場合、確認をお願いすることがあります。



- ②契約成立日以降、原則として所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の電気検針日から需給を開始します。

<お引越し(転入)により野田ガスが取り次ぐ電気を使用する場合>

原則として、お客様のご希望の日を需給開始日とします。

なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせず既に電気の使用を開始している場合は、実際に電気の使用を開始した日にかかのぼって需給開始日とします。

- ・通信機能を有した電気メーター(以下「スマートメーター」)が設置されていない場合、従来型電気メーターを原則無料※でスマートメーターへ交換します。その際は、一般送配電事業者から委託を受けた工事会社より事前にチラシ等によるお知らせがあります。  
※お客様自宅の電気メーター設置状況により、別途工事費が掛かることがあります。
- ・需給開始日は需給開始後に書面にてお客様にお知らせいたします。
- ・現電力会社への解約手続きが完了した契約から順に需給開始となるため、同じ使用場所で複数の電気契約をお申し込みいただいても、契約ごとに需給開始日が異なる場合があります。

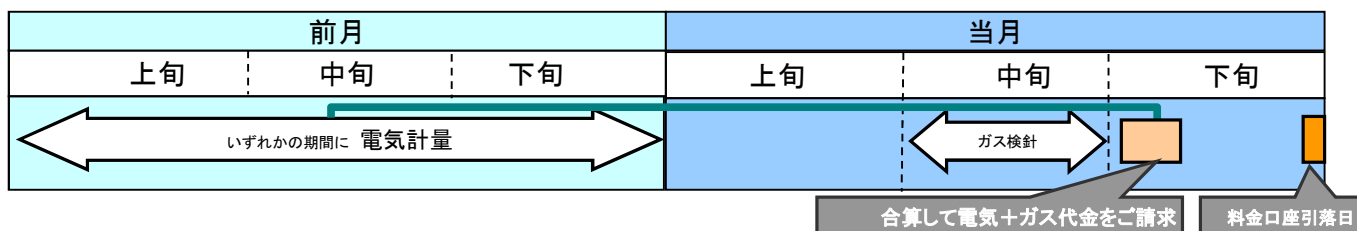
## 電気料金のお支払いについて

電気料金のお支払いについては以下の通りです。料金メニューは別紙の電気料金表をご確認ください。

〈「電気とのセット割」適用のお客さま〉

◇請求時期 電気料金は、電気の計量後一定期間を経た後に到来する当社の都市ガス(以下「ガス」)及びLPガス(以下「LPG」)の検針日後に、ガス料金と合算して請求書を郵送いたします。

\*電気料金の支払義務発生日は電気の検針日の属する翌月の【ガス・電気使用量のお知らせ(兼)振替済領収書】発行日となります。



◇支払期限日 支払義務発生日の翌日より起算して50日目とします。

◇支払方法 ガス料金と合算して請求するため、ガス料金と同じ方法でお支払いいただけます。

## 電気料金およびご使用量のお知らせ方法について

〈「電気とのセット割」を適用する場合〉

◆「ガス電気ご使用量のお知らせ」に電気料金・使用量を記載します。

〈「電気とのセット割」を適用しない場合〉

◆「ガス電気ご使用量のお知らせ」に電気料金・使用量を記載します。

## 個人情報の取扱いについて

- 1.当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給及びその普及拡大、供給設備の工事・保安、消費機器の保安、エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売・リース・設置・修理・点検・商品開発・アフターサービス及びこれらに附随する業務並びに関連するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・研究開発のために利用します。
  - 2.当社は、東京ガス株式会社(小売電気事業者登録番号A0064)との取次委託契約により、東京ガス株式会社が供給する電気を販売いたします。その際当社は、東京ガス株式会社に必要な範囲で個人情報を提供する事があります。
  - 3.当社は、電気供給販売業の業務を円滑に進めるため、口座振替先の金融機関、クレジット会社、情報処理会社に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。
- その他、個人情報の取り扱いにつきましては、当社の「お客さま個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

## ご連絡先

・本ご案内の詳細および電気需給約款は当社ホームページ「<http://www.nodagas.com>」にてご確認ください。

・ご契約の変更やお引越しにともなう解約などご不明な点は、野田ガス株式会社までお問い合わせください。

〈ご連絡先〉 野田ガス株式会社 04-7125-0101(代)

受付時間 9:00～17:00 (土曜、日曜、祭日を含む)

夜間、土日祝祭日のお問い合わせは、翌営業日以降の対応となる事がございます。あらかじめご了承ください。